被害者等による少年審判の傍聴についての主要な論点(メモ)

()内は要綱(骨子)中の該当箇所

1 総論

被害者等による少年審判の傍聴の意義,必要性や法的利益についてどう考えるか。

被害者等に少年審判の傍聴を許すことと少年の健全育成等との関係をどう考えるか。

2 対象事件(以下傍聴を認めることとした場合) いわゆる触法少年に係る事件も傍聴の対象とするか(第一の一)。

どのような罪種の事件を傍聴の対象とするか(第一の一)。

3 要件

傍聴を認める要件(実体的,手続的)をどうするか(第一の一)。

4 傍聴の場所,方法等

被害者等は、審判廷のどこで傍聴することとするか。

被害者等が,審判廷とは別の部屋でモニターにより傍聴することも 認めるか。

- 5 傍聴を認められた者への付添い 傍聴を許された者への付添いを認めるか(第一の二)。
- 6 傍聴をした者等の守秘義務

どのような事実(事項)について,どのような場合に,これを課す こととするか(第一の三)。

守秘義務のほかに,傍聴をした者に知り得た情報を漏示させないような仕組みが必要か。